

# 特定商取引法違反の訪問販売事業者に対する 行政処分（業務停止命令12ヶ月）について

県は、主として屋根補修工事を行っている訪問販売事業者「古川工務店」（本社：茨城県那珂郡東海村舟石川駅東2丁目22番29号）に対し、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「法」という。）の違反行為である販売目的等不明示（法第3条違反）、不実告知（法第6条第1項違反）を認定したため、平成22年5月17日、法第8条の規定に基づき、業務について停止するよう命令する行政処分をした。

## 古川工務店に対する行政処分（業務停止命令12ヶ月）の概要

### 1 事業者の概要

- (1) 名称：古川工務店 **※個人事業主**
- (2) 代表者：代表 古川 信夫（ふるかわ のぶお）
- (3) 本店所在地：茨城県那珂郡東海村舟石川駅東2丁目22番29号  
連絡先029-306-1108（本店）
- (4) 設立：平成21年6月29日
- (5) 取引形態：訪問販売
- (6) 主な事業：屋根補修工事，外壁塗装工事 など
- (7) 売上高：約8千4百万円（平成21年6月～平成22年2月）
- (8) 従業員数：13名

### 2 取引の概要

古川工務店（以下「同事業者」という。）は、茨城県那珂郡東海村舟石川駅東2丁目22番29号に本店を置き、県内において、訪問販売の方法により、屋根補修工事等役務の提供を行っていた。

同事業者は、消費者の住居を突然訪問し、屋根補修工事の勧誘の目的を告げず消費者に接触した後、消費者宅の屋根について不実のことを告げ、屋根補修工事契約を締結していた。

### 3 同事業者に係る県内消費生活センターへの相談件数

[平成21年8月～平成22年2月] (単位：件数)

月	8	9	10	11	12	1	2	計
件数	2	2	3	5	3	4	2	21

### 4 違反事実の概要

#### (1) 販売目的等不明示 (法第3条違反)

同事業者は、勧誘開始時に屋根瓦の補修工事契約の勧誘が目的であることを告げなければならぬところ、「この近くで工事をしており、騒がしくなるのでよろしくお願ひします。」などと告げるのみであった。

#### (2) 不実の告知 (法第6条第1項違反)

同事業者は、消費者宅の屋根について、「漆喰がはがれていて穴が開いている。ふさいでおかないと雨が吹き込んで雨漏りするよ。」などと不実のことを告げ、消費者を不安にさせて、屋根補修工事の契約を締結させていた。

### 5 行政処分の内容

#### 特定商取引法に基づく業務停止命令

平成22年5月18日から平成23年5月17日までの12ヶ月間、訪問販売に係る次の業務を停止すること。

- (1) 売買契約又は役務提供契約の締結について勧誘すること。
- (2) 売買契約又は役務提供契約の申込みを受けること。
- (3) 売買契約又は役務提供契約を締結すること。

### その他

同事業者と契約をした消費者からの相談窓口

茨城県消費生活センター 電話029-225-6445